

大和市告示第211号

大和市つどいの広場こども一る事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月20日

大和市長 大 木 哲

大和市つどいの広場こども一る事業要綱の一部を改正する要綱

大和市つどいの広場こども一る事業要綱（平成19年大和市告示第179号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

こども一る事業を実施する場所、その呼称、時間及び休業日は、別表のとおりとする。

第2条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条の見出しを「（委任）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

場所	呼称	時間	休業日
大和市つきみ野 一丁目6番地1	大和市こども一 るつきみ野	午前10時から 午後6時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 12月29日から31日まで及び 1月1日から3日まで (3) その他市長が必要と認める日
大和市下鶴間 一丁目2番1号	大和市こども一 る鶴間	午前10時から 午後6時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 12月29日から31日まで及び 1月1日から3日まで (3) その他市長が必要と認める日
大和市下和田 1216番地1	大和市こども一 る高座渋谷	午前9時から 午後2時まで	(1) 日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日 (2) 12月29日から31日まで及び 1月1日から3日まで (3) その他市長が必要と認める日

附 則

この要綱は、平成27年11月23日から施行する。